

「いじめ防止対策推進法」 という法律ができました



社会には人間として守っていこうというルール（道徳など）がたくさんあります。「弱い者いじめをしない」ということもその一つです。でも、いじめによって、悲しい出来事が起きています。そこで、国の最高機関である国会が今年6月に「いじめ防止対策推進法」という法律をつくりました。

高崎市では、昨年4月から市をあげていじめ防止に取り組んでいます。この法律をしっかり学び、「高崎ではいじめに悩む仲間が一人もいない」ことを目指して、全員で協力し合っていきましょう。

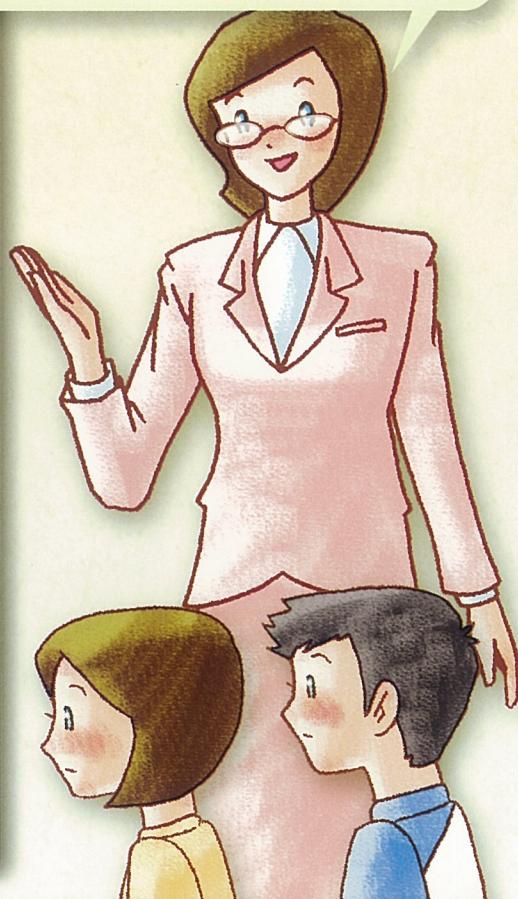
いじめは人としての生きる権利を傷つけ、心や体も傷つけます。（第一条）
いじめは必ず他の子どもたちに関係ある問題です。学校の中でも外でも、みんなで協力し合って、安心して生活できるようにいじめを防ぎます。

いじめをしてはいけません。

（第4条）

（第22条）

学校は、いじめ防止等の
対策を考えます。（第22条）



上の4つの条文をふくめ、全部で35条あります。

家の人に聞いたり、図書館で調べたりして、みんなで一緒に考えてみましょう。



平成25年11月18日
高崎市いじめ防止推進協議会